

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年8月22日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第23号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年6月8日京都市条例第5号）の施行期日は、平成19年9月25日とする。

（環境局循環型社会推進部循環企画課）